

令和3年10月から家庭ごみの分別が変わりました！

家庭ごみの分別を**令和3年10月1日から**次のとおり変更しました。

令和3年9月30日まで

燃やせるごみ

埋立ごみ

有害ごみ

リサイクルプラ

ビン・缶

ペットボトル

新聞

雑誌・雑がみ
ダンボール

燃やせる
粗大ごみ

燃やせない
粗大ごみ

令和3年10月1日から

燃やせるごみ

台所ごみ、布・皮革類、剪定枝・葉・草類、リサイクルできない紙類、金属を少量含む製品 など

新危険ごみ

ガラス類、陶磁器類、刃物類、鏡類 など

有害ごみ

蛍光管、白熱球、乾電池、ライター類、小型充電式電池、体温計（水銀式）

リサイクルプラ



プラスチック製の容器、ビニール製の容器、発泡スチロールなどで**プラマークのあるもの**

新その他プラ

リサイクルプラ以外のプラスチックのみでできたもの

ビン・缶

ビン類、缶類

ペットボトル



飲料、酒、しょうゆ、みりん、調味料などのプラスチック製ボトル容器で**ペットマークのあるもの**
※キャップとラベルは「リサイクルプラ」

新聞

新聞（折り込みチラシ含む）

雑誌・雑がみ
ダンボール

雑誌（ノート・教科書・パンフレットなど）
雑がみ（菓子箱・包装紙・ティッシュ外箱など）
ダンボール

燃やせる
粗大ごみ

木製家具類、寝具類（スプリング入りを含む）
その他（大型カバン、座いすなど）、40ℓの指定袋に入らないガラス・陶磁器・鏡類 など

燃やせない
粗大ごみ

金属を多く含むもの、電化製品（家電リサイクル法対象品を除く）、40ℓの指定袋に入らないプラスチック製品 など